成 一 рц 年八月三十 \mathbf{H}

第 三 Ŧ 맫 百 刊 + Ŧi. (1) 号

増

目 掲 次

再

○福岡県職員の する規則 給与に関する条例等の施行に関する規則の一 人事委員会事務局給与公平課 部を改正

○福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の

(人事委員会事務局給与公平課)

一部を改正する訓令

再 掲

する同条例第二条第 ここに公布する 福岡県公告式条例 福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し 一項ただし書の規定により掲示したものを、 (昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用 ここに再掲する。

平成二十四年八月一 十一日

福岡県人事委員会委員長 簑 田 孝 行

福岡県人事委員会規則第十三号

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の 部を改正する規

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規 則

則

(昭和)

二十二年福岡県人事委員

会規則第十三号) 0) 一部を次のように改正する。

第三十一条の次に次の一条を加える。

1 第三十二条 会の承認を得て、 この規則により難い事情があると認められるときは、 別段の取扱いをすることができる あらかじめ人事委員

附 則

に関する規則の規定は、 この規則は、 公布の日から施行し、 平成二十四年八月十日から適用する。 改正後の福岡県職員の給与に関する条例等の施行

する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。 福岡県公告式条例 (昭和) 干 五年福岡県条例第四十六号) 第五条第一 項において準

福岡県人事委員会訓令第二号

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の 部を改正する訓令を次のように定める 事 務 局

平成二十四年八月二十一日

福岡県人事委員会委員長

簑

 \mathbb{H}

孝

行

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓 (平成十二年福岡県人事委員会訓令第1 号 0

部を次のように改正する 福岡県人事委員会事務局事務決裁規程

第三十号までを一号ずつ繰り下げ、 別表第一給与公平課の項第二十一 第三十二条の規定により、 この規則により難い場合の別段の取扱いを承認するこ 第 項中第三十一号を第三十二号とし、第二 一十七号の次に次の一号を加える 一十八号から

附 則

28

この訓令は、 公布の日から施行する。

定期発行日 毎週火金曜日